

富士市子どもの権利条例（案）の概要について

1 条例制定の経過

(1) 子どもの権利に関する国や他市の動き

時期	内容
1990年	1989年の国連総会において子どもの権利条約が採択され、1990年に発効
1994年	日本が条約を批准する。世界では158か国目
2001年4月	川崎市が自治体としては日本で初めて、子どもの権利に関する条例を制定
2021年8月	全国約50の自治体が条例を制定

(2) 本市における経過

- ① 本市の実情に合った実効性のある条例を制定するため、制定の段階において、市民及び当事者である子どもの参加を得て、幅広く検討することが重要である。
- ② このことを踏まえ、条例制定に当たっては、積極的に多くの市民及び子どもの意見を聴き、それらを集約して条例に反映させる形で作業を進めてきた。

時期	内容
2019年2月	2019年2月定例会の一般質問において、市長が「条例制定に向けて今後進めていく」と回答
2020年2月	子どもの権利に関するシンポジウムを開催
2020年10月～ 2021年8月	富士市子どもの権利条例策定懇話会の発足、開催 開催回数9回、懇話会発意による意見書（全61ページ）を提出
2020年10月～ 2021年8月	子どもの権利に関する意見を聴取 6,800人余の子ども等から、アンケートやフリートーク、インタビュー、ワークショップを通して意見を聴取

2 条例制定の目的

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

3 条例制定の意義

(1) 子どもの権利の視点を大切にした施策への転換

- ① 市では、これまで、貧困の拡大や、いじめ、虐待、体罰など子どもを取り巻く課題に対応しながら、子育て・保育・教育などの施策を実施してきたが、大人を支援する施策が主流であった。
- ② 今後は、従来の施策に加えて、子ども自身が権利の主体として自分らしく成長できるよう、子ども自身の考え方を大切にしながら、子どもの育ちを直接支えていく考えを採り入れた施策を実施していくことが必要である。

- ③ 条例を制定することにより、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが本来持っている権利を保障し、子どもの最善の利益を実現できるよう、子ども施策の転換を図るものである。

(2) 子どもにやさしいまちの創造

- ① 条例の制定を通して、市全体に子どもの主体的な活動を広げ、意見を表明する機会を保障することで、まち全体で子どもの育ちを支える「子どもにやさしいまち」を創造する。
- ② 「子どもにやさしいまち」は、ユニセフが子どもの権利を保障するまちとして、条約加盟国を中心に推進するものであり、誰にでもやさしいまちであるという特徴を持っている。

(3) 将来を見据えた法的枠組みづくり

- ① 本条例は、富士市の子ども施策の法的根拠となると同時に、市政や市民に対して法的拘束力を持つことになることから、今と将来にわたり一貫性を持って、子どもの権利を大切にす本市の取組が継続されることになる。
- ② 今と未来の子どもたちの権利をしっかりと保障するための法的基盤となる。

4 子どもの権利の基本認識

(1) 子どもを権利の主体として

- ① 子どもの権利は、子どもがひとりの人間として成長していく上で不可欠な権利であり、誰もが無条件に認められている。
- ② 子どもの権利条約は、
 - ・ 全ての子どもが差別されずに誰一人取り残されることがなく（差別の禁止）、
 - ・ 命と生きることが大切にされ成長していくこと（生命、生存、発達の権利）、
 - ・ 子どもの思い、考え、意見が尊重されて（子どもの意見とその尊重）、
 - ・ 子どもに最も良いことが考えられなければならない（最善の利益の考慮）という原則の下、この条約を締結した国に、条約に定める子どもの権利の実現を求めている。
- ③ あらゆる場所や場面において、子ども自身が参加することが権利であるという認識や、参加を促す仕組みや機会、そして参加するための支援と環境づくりを推進することが必要となる。

(2) 子どもの権利を保障する大人の姿勢

- ① 大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めることが求められる。
- ② 子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今もっとも良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えることが大切である。
- ③ 子ども施策を進めていくためには、子どもを支え、子どもの権利を保障していく大人側の姿勢の改善、子どもの権利についての理解、子どもへの関わり方の変換などの意識改革が

大切となる。

(3) 子どもの権利と義務

- ① 子どもの権利条約では、子どもの権利を保障する義務の担い手は、締約国政府のほか保護者など法的に養育責任を負う者であるとしている。
- ② 子どもの権利に対応する義務は、大人が子どもの権利を保障する義務であり、子どもの権利には子どもの義務が対になるのではない。
- ③ 子どもは、自分の権利が尊重されることを実感し、自己肯定感が育まれる。権利を実際に行行使することを通して、他者の権利とぶつかることを実感することで、自分の権利と他者の権利の関係、さらに他者の権利を尊重することを身に付けていく。
- ④ 子どもは、自分の権利が守られれば、自ずと社会のルールを守るようになる。そのことを大人たちが信じることも求められている。

5 本条例の構成

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）

第3章 子どもの権利の保障（第5条－第8条）

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第9条－第11条）

第5章 子どもの居場所づくり（第12条）

第6章 子どもの権利の普及（第13条－第15条）

第7章 子どもの意見表明及び参加（第16条・第17条）

第8章 子どもの権利の侵害からの救済（第18条－第24条）

第9章 施策の推進（第25条）

第10章 雑則（第26条）

附則

6 本条例の特徴

- (1) 子どもの権利についての理念だけでなく、子どもの権利を保障する具体的な仕組みや制度を盛り込んだ実効性のある、いわゆる総合条例であること。
- (2) 特に前文については、子どもたちの意見を集約して作成していることから、富士市の子どもたちの思いが現れたものであること。
- (3) 子どもにとって大切な権利について、子どもの個別の権利を規定するのではなく、条約における4つの一般原則を基本とし、子どもの権利について網羅性を担保していること。
- (4) 子どもの権利の保障について、大人が果たすべき役割をイメージしやすいよう、子どもの生活の場面に応じて、大人が保障しなければならないことを規定していること。
- (5) 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止について独立した見出しを付けて規定し、権利侵害の防止に向けた市の強い姿勢を示していること。

7 子どもの権利を保障する仕組み

本条例案では、子どもの大切な権利について規定するほか、子どもの権利を保障する仕組みや取組を規定している。

(1) 救済委員の設置

① 目的

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援すること。

② 人員

3人以内

③ 任期

3年

④ 相談窓口の設置

被害を表現しにくい、対大人との関係で弱い立場に置かれることが多いなどの子どもの権利侵害の特性からすると、子どもの声を幅広く受け止める相談窓口を持つことが必要である。このため、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査及び調整等に関する相談員を置く。

(2) 職務

① 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

② 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査、調整を行うこと。

③ 調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請することを提言すること。

④ 調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(3) 救済委員の位置付けと性格

① 独立・第三者性及び専門性の確保

(ア) 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの最善の利益を図る（第21条）上での実効性を確保するためには、市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な立場における活動が求められる。

(イ) 子どもの最善の利益を追求するためには、子どもの権利擁護に関わる専門性を備えていることが必要となる。その「専門性」は、単に法律や臨床心理等に関するものではなく、子どもの権利条約に対する理解をもとに、「子どもの権利」についての理解と認識を基盤とすることが求められる。

② 救済委員の権限

本条例において救済委員の職務等を規定することにより、条例を根拠とする一定の権限を持たせることとし、子どもの権利救済の仕組みの安定化を図る。

【職務の範囲】

職務	市の機関	市の機関以外
調査	○	○
調整	○	○
是正のための提言	○	○ (市長を介し、是正要請を行う)
制度改善の意見表明	○	×

③ 独任制

救済委員は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関の委員であるが、職務の遂行に当たっては、是正要請及び意見表明等の合議を必要とする事項を除いて、迅速性、専門性等を發揮できるように、調査及び調整については独任制（原則として、一人の人により最終的な物事が決定される方式）により取り組めることとする。

(4) 権利救済の流れ

別紙「子どもの権利救済機関のイメージ」のとおり

(5) 推進計画の策定

① 計画の策定

- 子どもに関わる施策を進めるに当たり、推進計画を定める。
- 計画では、子どもの権利保障を進めるための方向性や取組などを位置付ける。

② 子ども関連の計画との整合

- 子どもに関わる各種計画について、本条例の基本理念に照らし合わせ、あらゆる視点や角度から機能的に結び付け、整合を図る。

③ 計画の策定及び見直し、検証

- 計画の策定及び見直しに当たっては、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議の意見を聴く。
- 計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮る。

子どもの権利救済機関のイメージ

